

○岩国市芸術文化振興補助金交付要綱

平成18年3月20日制定246

岩国市芸術文化振興補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市民の芸術文化の普及、振興を図るため、全国を対象とする大会に出場する市民等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年岩国市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

**第2条** 補助の対象は、市内に現住所又は勤務先（学校を含む。）を有する個人及び市内に所在する団体で、本市を含む地域を対象として行う予選又は選考を経て、県又は市を代表して出場資格を得たものとする。ただし、出場資格の範囲が一部の特定団体（地域、職域又はスポンサー）である場合又は市の他の制度において、補助金を受ける場合は、対象としない。

(対象となる大会)

**第3条** 補助金の交付の対象となる大会は、芸術文化に関する大会で国又は地方公共団体が主催又は共催する大会並びに高等学校文化連盟が主催する全国を対象とする大会で、市長が対象と認めたものとする。

(補助交付額)

**第4条** 補助金の交付額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとするものは、出場決定後、速やかに交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 予選の際の大会要項及び成績並びに対象となる大会の要項及び参加申込書（代表者名、出場者名等が記入されたもの）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(決定の取消し)

**第6条** 市長は、補助金の交付決定を受けたものが補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくはこの要綱に基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

**第7条** 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の交付決定を受けたものに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超えた額の返還を命ずるものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、合併前の芸術文化振興補助金交付要綱（平成11年岩国市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

**別表**（第4条関係）

補助金額	
1人当たり	6,000円
限度額	50,000円

備考

- 1 補助金交付対象人数は、大会要項で定められた人数とする。ただし、引率者は、含まない。
- 2 第3条の大会が、山口県内又は広島県内で開催される場合は、1人当たり2,000円、限度額20,000円とする。